

天皇「代替わり」の諸行事に関して政教分離と国民主権の原則を厳守するよう求める声明

内閣総理大臣 安倍晋三 様
宮内庁長官 山本信一郎 様

2018年10月10日
日本キリスト改革派教会
大会議長 川杉安美

政府は、2019年4月30日と5月1日に予定されている現天皇の退位および新天皇の即位の行事、また、その後の天皇「代替わり」の諸行事において、前回の「代替わり」に伴い行われた式典を踏襲することを2018年4月3日に閣議決定しました。しかし、前回の「代替わり」において行われた諸行事は、天皇を現人神とする明治憲法下で公布された旧皇室典範と登極令を踏襲したものであり、日本国憲法の政教分離と国民主権の原則に大きく反するものです。したがって、前回は踏襲するということは、再び、それらの原則を侵害することに他なりません。また、そのような政府の行為は、「イエス・キリストを主である」と告白する私たちキリスト者の信教の自由、良心の自由への侵害です。

私たち日本キリスト改革派教会は、そのような「代替わり」行事に強く反対すると共に、今回の天皇「代替わり」の諸行事において、政府が政教分離と国民主権の原則を厳守するよう明確に求めます。また、そのために下記の事柄を強く求めます。

1. 「けんじょうしゅうけいぎ 剣爾等承継の儀」を国事行為としないこと
2. 「そくいれいせいでんぎ 即位礼正殿の儀」を国事行為としないこと
3. 皇室神道の宗教行事である「大嘗祭」に国費を支出しないこと

「けんじょうしゅうけいぎ 剣爾等承継の儀」は、新天皇が即位の証しとして、所謂「三種の神器」のうちの剣とまがたま 璽（勾玉）、また、国事行為に使用される国璽（日本国の印）と御璽（天皇の印）を承継する儀式です。しかし、「三種の神器」は、古事記や日本書紀の神道神話において、天照大神が、孫のにぎのみこと 瓊杵尊に地上の支配権のしるしとして授けたとする極めて神話的、宗教的な物であり、新天皇はこれを受け継ぐことによって地上の支配権を継承するとされています。このように「けんじょうしゅうけいぎ 剣爾等承継の儀」は、神道神話に基づく儀式であり、こうした儀式を国事行為とすることは憲法第20条の政教分離原則に違反します。

前回の代替わりにおいては、戦前の国家神道体制下における「旧皇室典範」による神道儀式に倣って行われましたが、こうしたことが踏襲されるならば、日本国憲法の政教分離原則を侵害するだけでなく、国民主権の原則もまた否定され、天皇の神格化に再び道を開くこととなります。

「即位礼正殿の儀」は、新天皇が「高御座」から国内外に即位を宣言する儀式です。しかし、「即位礼正殿の儀」も極めて宗教的色彩の強い儀式です。なぜなら、松の間正殿に据えられる「高御座」は、もともと天孫降臨神話に基づく天皇の玉座を指し、天皇が「天照大神の御座を承け伝え」（「国体の本義」）するという意味をもつものです。そして、「高御座」に立つことで、天皇は「生き神」としての性格を帯びるとされます。こうした皇室神道神話に基づく儀式を国事行為として行うことは憲法の政教分離原則に違反します。

さらに、「高御座」という高い位置から「お言葉」を述べた新天皇に対して、国民を代表する首相が、^{よごと}寿詞とよばれる天皇への誓いの言葉を述べ、天皇を仰いで万歳三唱をすることは、国民の上位に天皇を置く行為であり、憲法の国民主権の原則にも合致しません。

即位後に行われる「大嘗祭」は、天皇が天照大神に国の安泰や五穀豊穡を感謝、祈念する儀式で、天皇が神と寝食を共にし、天皇霊という永遠性を帯びた霊を継承して神格化されるとする天孫降臨神話に基づいたものです。政府は、大嘗祭は宗教性が強いことから国事行為とはせず、「極めて重要な伝統的皇位継承儀式で公的性格がある」行事として、費用を公費（宮廷費）から支出することを決めています。前回の即位関連の儀式において、123 億円もの巨額な費用が公費で賄われました。これら一連の宗教儀式を国事行為または公的行事として行うことは、憲法第 20 条第 3 項の政教分離の原則、第 89 条の「公の財産等の宗教用途提供の制限」に反することは明らかです。

1990 年、各地で大嘗祭や即位の礼への国費支出を違憲とした提訴がなされました。その中で、大阪高裁は、「大嘗祭が神道儀式としての性格を有することは明白であり、これを公的な皇室行事として宮廷費をもって執行したことは、国家神道に対する助長、促進になるような行為として、政教分離規定に違反するのではないかという疑義は一概には否定できない」（即位の礼・大嘗祭国費支出差止等請求控訴事件 1995.3.9）と指摘しています。政府は司法のこのような意見を重く受けとめるよう要請します。

かつて日本の国は、天皇を現人神とする国家神道体制の下で、人々の思想・良心・信教の自由を奪い、さらに近隣諸国を侵略し、多くの命を奪いました。本来ならば、そのような過ちに対して積極的に反対すべきだった私たちの教会もまた、国家の政策に協力し、正しく抵抗することができませんでした。二度とその過ちを繰り返してはなりません。

それ故に、私たちは、天皇「代替わり」の諸行事において、日本国憲法の政教分離と国民主権の原則を厳守するよう強く求めると共に、それらの原則を侵害する「剣爾等承継の儀」、「即位礼正殿の儀」を国事行為としないこと、宗教行事である大嘗祭に国費を支出しないことを強く申し入れます。